写真添付面

**第　　　号**

**職　　消防吏員**

**氏名**

**年 月 日生**

**火薬類取締法第43条第４項の規定による**

**立入検査証**

**年　　月　　日　発行**

**年　　月　　日　まで有効**

**淡路広域消防事務組合**

**管理者**

＊立入検査証の大きさは、タテ１２㎝・ヨコ８．４㎝とする。

様式第14号（ウラ）

|  |  |
| --- | --- |
| **火薬類取締法(昭和２５年法律第１４９号。以下この部**  **において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる**  **もの。**  **(１)　法第１１条第３項の規定による命令に関する事務**  **(２)　法第４３条第１項の規定による火薬庫又は保管場所へ**  **の立入検査及び質問に関する事務((１)に掲げる事務に係**  **るものに限る。)** | **淡路広域消防事務組合** |

**火薬類取締法抜粋**

**第４３条**

**経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限**

**度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者**

**又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、**

**廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要**

**な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最**

**少限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。**

**４　前３項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者**

**の請求があるときは、これを呈示しなければならない。**

**５　第１項から第３項までの規定による立入検査は、関係者の正当**

**な業務又は行為を妨害するものであってはならず、且つ、犯罪捜**

**査のために認められたものと解してはならない。**

**第６１条**

**次の各号の一に該当する者は、２０万円以下の罰金に処する。**

**５　第３５条第１項、第４３条第１項から第３項までの規定による**

**検査若しくは収去を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対し**

**て陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者**

**兵庫県条例第５３号**

**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例**

**地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７の２**

**第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同**

**表の右欄に定める市町が処理することとする。**

**１７　火薬類取締法に基づく事務**